

# 業務部速報

No. 17

発行 18. 7. 31

JR東労組 業務部

## 申4号 乗務員勤務制度見直し並びに賃金制度改革 第2回基本交渉(その2)

**第4項** 乗務率の向上に踏まえ、乗務員の負担を軽減するために以下の通り実施すること。

①一般線区における長時間拘束の行路を短縮するよう改善すること。また、一般線区での勤務の拘束時間は、稠密線区に準じること。

Q・一般線区では長時間拘束の行路が複数あり解消すべきだ。更なる拡大はできない。

A・一般線区は拘束時間の決まりはないが、拘束時間を敢えて拡大することはしない。

地方の乗務密度は首都圏と比べて薄い。出来るなら拘束時間を短くしていきたい。

Q・5時台出勤の泊行路で前泊したり、遅い終業で後泊もしている。解消すべきだ。

A・自宅出勤が出来ることが望ましい。今もダブル泊はあるが改善していきたい。

Q・車掌は、ワンマン列車によって乗務する列車が減っており、行路作成は限界だ。

A・車掌が乗る列車が限られてきているのは事実だ。必要な行路を残していく。

②睡眠を目的とする乗務の中断については、運転士・車掌ともに到着点呼から起床点呼まで6時間以上確保すること。

Q・睡眠を取り得る時間が4時間30分程度とあるが、現状は確保出来ていない。

A・入区・出区の時間もあるので行路の作成時に出来ることをやっている。

Q・女性乗務員が増え、就寝前のシャワー待ちや起床後の身だしなみなど就寝時間が減っている現状である。状況が変化していることを受け止めるべきだ。

A・女性は身支度に時間を要する事は認識している。睡眠時間増加は「自分の時間」の使い方もある。準備時間・整理時間・付加時間の見直しをすれば可能である。

Q・あくまで、純粋に睡眠時間の増が必要だ。現場組合員の切実な要求である。

③食事を取り得る時間については労働時間Aから労働時間Aまでの間を確保した上で、現行時間に対して10分付加すること。

Q・着発時間なので、移動時間なども考慮した時間にすべきである。ダイヤ乱れもほぼ毎日あり、着発時間ではまともに食事がとれず、トイレに行く時間もなくなる。

A・今回の見直しで朝食時間を5分延長した。たった5分と思われるかもしれないが、要員にもはね返ってくる。全体的に見ればハードルが高い改正だ。

Q・食事時間は、この間要求してきた具体的項目であり、その実現の第一歩だと確認する。だが、各職場で見れば課題は残る。地方議論で労使の認識を深めるべきだ。

A・回答は「出来ない」であっても、食事やトイレ時間を増やしたい思いは一緒である。

**第5項** 育児・介護勤務については、職場のニーズに合った短時間行路を設定するとともに、より利用しやすい制度とするために、以下の通り実施すること。

①日中帯の短時間行路を多く作成するとともに、短時間行路の乗務は育児・介護勤務A適用者の希望を最優先とすること。

Q・育児・介護勤務者は日中帯の短時間行路を増やしてほしいと要望している。

A・日中帯の短時間行路がベースである。その他に行路選択をするために、朝の短時間行路を作成していく考えである。行路選択が出来てより多様な働き方が出来る。

Q・日中帯の行路ではなく朝では利用出来なくなる。離職する社員が増えてしまうのではないか。

A・「朝行路しかないからやめる」ということは避ける。日中帯と出勤しやすい行路を職場に合わせて作成していく。行路選択は、育児介護者が最優先である。

**主役は現場で働く組合員!!**  
**組合員が納得できる制度を創り上げよう!!**